

## 移動の自粛に向けた呼びかけについて

令和3年4月19日  
国土交通省

新型インフルエンザ等特別措置法（以下、「法」という）に基づく基本的対処方針では、移動の自粛について以下のとおり規定されている。

- (1) 緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県について
  - ・緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける。
  - ・法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出の自粛について協力の要請を行うこと。その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。
- (2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県について
  - ・法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（中略）について、住民に対して協力の要請を行うこと。その際、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるように促すこと。

当該規定を踏まえ、国土交通省対策本部において、大臣から対象都道府県において移動自粛の呼びかけを実施するよう指示がなされたところ、次のとおり対応するものとする。

## ※対象都道府県

- (1) 栃木県、岐阜県、福岡県
- (2) 宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県

**呼びかけを行う対象施設**

- ・空港ターミナル
- ・鉄道駅（新幹線及び在来線の主要駅）
- ・バスターミナル（高速バス、空港アクセスバス）
- ・フェリー・旅客船ターミナル
- ・SA・PA、道の駅

**呼びかけ内容**

（緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県における呼びかけ内容）

国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願ひです。  
不要不急の外出・移動については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、控えていただきますよう、お願ひいたします。特に、発熱などの症状がある方については、御注意いただきますよう、お願ひいたします。

（まん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県における呼びかけ内容）

国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願ひです。  
現在、まん延防止等重点措置が実施されております。不要不急の外出・移動については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、控えていただきますよう、お願ひいたします。特に、発熱などの症状がある方については、御注意いただきますよう、お願ひいたします。

※緊急事態宣言解除後にまん延防止等重点措置が適用された地域においては、まん延防止等重点措置地域を対象とした呼びかけを実施することとする。